

現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

平成31年3月29日制定

第1条 この要領は、常駐義務が緩和された現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、その事務取扱に必要な事項を定めるものとする。

(発注機関の定義)

第2条 この要領における発注機関の定義については、次のとおりとする。

- (1) 多可町
- (2) 兵庫県県土整備部関係事務所
- (3) 兵庫県農政環境部関係事務所
- (4) 兵庫県本庁
 - ア 県土整備部住宅建築局公営住宅課、営繕課、設備課
 - イ 農政環境部農林水産局及び環境創造局
- (5) 兵庫県北播磨県民局加東土木事務所所管区域内の市
- (6) 第1号から第5号までの発注機関の長又は長より契約を締結する権限を委任された者の機関

(兼務の対象となる工事)

第3条 多可町が所管する請負代金額が、3,500万円未満の工事（単価契約又は総価契約単価取決方式による工事を除く。）の契約を締結する際に、次の要件を全て満たす場合は、第2条に定める発注機関が所管する工事も含め、現場代理人を3件まで兼務することができる。

ただし、第2条第1項第2号から第6号に定める発注機関（以下「兵庫県等の発注機関」という。）が所管する工事との兼務にあつては、兵庫県等の発注機関が多可町の所管する工事との兼務を認める場合に限る。

- (1) 兼務する工事3件が、兵庫県北播磨県民局加東土木事務所が所管する区域内で施工する工事であること。
 - (2) 既に契約を締結している各工事の請負代金額が、3,500万円未満であること。
- 2 第1項に該当する工事であっても、工事内容等により兼務が認められない場合があるので、その場合は入札公告等において明示する。

(現場代理人を兼務する場合の手続き)

第4条 受注者は、兼務を希望する工事の契約を締結する際に、「工事施工計画及び下請負人等通知書」に加えて、以下により「現場代理人兼務届」を発注機関に提出する。

- (1) 多可町の工事のみ現場代理人の兼務を希望する場合
「現場代理人兼務届」（第1号様式）を多可町に提出する。
- (2) 第2条に定める発注機関の工事の現場代理人の兼務を希望する場合
 - ア 新たに兼務する工事が多可町の工事の場合
「現場代理人兼務届」（第1号様式）を多可町に提出するとともに、既に契約締結している兵庫県等の発注機関に対しても、速やかに「現場代理人兼務届」（多可町様式の（写）又は兵庫県等が定める様式）を提出する。
 - イ 新たに兼務する工事が兵庫県等の発注機関の工事の場合
該当する兵庫県等の発注機関が定める方法により「現場代理人兼務届」（兵庫県等の発注機関の定める様式）を発注機関に提出するとともに、多可町に対しても、速やかに「現場代理人兼務届」（第1号様式）を提出する。

(現場代理人を兼務する必要がなくなった場合の手続き)

第5条 受注者は、兼務している工事が竣工した場合等、現場代理人の兼務が必要なくなったときは、速やかに多可町に「現場代理人兼務解除届」(第2号様式)を、該当する兵庫県等の発注機関に、発注機関が定める方法により「現場代理人兼務解除届」(兵庫県等の発注機関の定める様式)を提出する。

(現場代理人の責務について)

第6条 現場代理人は、兼務する一つの工事現場に従事している場合であっても、兼務する他の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

(主任技術者との兼務について)

第7条 兼務を認められた現場代理人は、各々の工事の主任技術者を兼ねることができる。

附 則

この要領に基づく事務取扱は、平成31年4月1日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約に適用する。